

## 市民的及び政治的権利に関する国際規約の制限及び逸脱条項に関するシラクサ原則 全文訳

\*シラクサ原則全文訳は、ユレイタス ulatus（クリムゾン インタラクティブ）による翻訳案をもとに、松尾太陽（京都大学）・大北全俊（東北大学）が監訳者として監修したものである。以下「市民的及び政治的権利に関する国際規約」（自由権規約）上の文言については日本弁護士連合会の翻訳を引用した。ただし、public health については「公衆衛生（公衆の健康）」、derogation については「逸脱（違反）」、strictly は「厳密に（真に）」と（）内に日弁連の訳語を記載した。

([https://www.nichibenren.or.jp/activity/international/library/human\\_rights/liberty\\_convention.html](https://www.nichibenren.or.jp/activity/international/library/human_rights/liberty_convention.html))

### 序文

#### I. 規約の制限条項

- A. 制限の正当化に関する一般的な解釈の原則
- B. 特定の制限条項に関する解釈の原則
  - i. 「法律で定められた」
  - ii. 「民主的社会において」
  - iii. 「公の秩序」
  - iv. 「公衆衛生（公衆の健康）」
  - v. 「公衆の道徳」
  - vi. 「国家安全保障（国の安全）」
  - vii. 「公共の安全」
  - viii. 「他の者の権利及び自由」または「他の者の権利及び評価（信用）」
  - ix. 「公判の制限」

#### II. 公的な緊急事態における逸脱（違反）

- A. 「国民の生存を脅かす公の緊急事態」
- B. 公の緊急事態の宣言、通知、および終了
- C 「事態の緊急性が厳密に（真に）必要とする」
- D. 逸脱してはならない権利
- E. 公の緊急事態およびその結果としての逸脱措置の導入と適用に関するいくつかの一般原則
- F. 自由権規約委員会と国連機関の機能と義務に関する推奨事項

## 序文

(i) 国際法律家委員会、国際刑法学会、国際法律家委員会米国支部、アーバン・モルガン人権研究所および国際犯罪学高等研究所が招集した、31名の著名な国際法専門家グループは、「市民的及び政治的権利に関する国際規約」(自由権規約)の制限条項および逸脱条項を検討するために、1984年4月と5月に、シチリア島のシラクサにて会合を開いた。参加者は、ブラジル、カナダ、チリ、エジプト、フランス、ギリシャ、ハンガリー、インド、アイルランド、クウェート、オランダ、ノルウェー、ポーランド、スイス、トルコ、英国、米国、国連人権センター、国際労働機関(ILO)および支援組織からの者であった。

(ii) 参加者は、法の支配を効果的に実現するためには、国際規約に明確に述べられている許容される制限および逸脱について、条件ならびに根拠に関する綿密な調査を行う必要があると合意した。国際連合総会により頻繁に強調されているとおり、自由権規約における権利の制限についての統一的な解釈は非常に重要である。

(iii) こうした制限および逸脱を調査するにあたり、参加者は以下の事項を特定しようとした。

その正当な目的

それらを課すことおよび適用することを規制する解釈の一般原則

制限または逸脱の根拠の主たる特徴の一部

(iv) 他の基準が自由権規約における権利の範囲(例えば、恣意性の概念)を決定するとの認識がなされたが、こうした点について調査するための時間はなかった。将来のいずれかの機会において、こうした他の制限についての調査が可能になることが期待された。

(v) 参加者は、以下の事項について合意した。

a. 人権の尊重と、国際の平和と安全の維持との間には、密接な関係がある。実際に、組織的な人権侵害は、国家安全保障および公共の秩序を損なわせ、国際平和への脅威を構成する。

b. 各国における経済発展はさまざまな段階にあるもかかわらず、人権の実現は、最も広義な意味での発展のために不可欠な要件である。

(vi) こうした原則は、「するものとする (shall)」ではなく「するべきである (should)」という動詞を用いて示される特定の勧告を例外として、国際法の現状を反映するものであると参加者により見なされている。

## 1. 規約の制限条項

### A. 制限の正当化に関する一般的な解釈の原則

1. 規約自体の条項に含まれるものを除き、規約によって保証された権利の制限、あるいはそれらを適用するための根拠は認容されない。
  2. 規約で言及されている制限の範囲は、関連する権利の本質を危うくするように解釈されてはならない。
  3. 制限条項はすべて厳密にかつ当該する権利を支持するように解釈されなければならない。
  4. 制限はすべて、関係する特定の権利に照らして解釈されるものとする。
  5. 規約によって認められた権利についての制限はすべて、法律によって規定され、規約の対象および目的と両立するものとする。
  6. 規約に明示されている制限は、それが規定されている以外の目的には適用されないものとする。
  7. 恣意的に制限を適用することはできない。
  8. 課せられるすべての制限は、その悪用に対する異議申し立ておよび是正の可能性の対象となるものとする。
  9. 規約によって認められた権利の制限は、第 2 条第 1 項に反する差別的なものではない。
  10. 規約の用語で「必要とする」と求められている場合は常に、この用語は、制限が以下であることを含意する：
    - (a) 規約の関連条項によって認められた制限を正当化する根拠の 1 つに基づいていること
    - (b) 差し迫った公的または社会的ニーズに対応していること
    - (c) 正当な目的を追求していること
    - (d) その目的に相応であること
- 制限の必要性に関するいかなる評価も、客観的な考慮事項に基づいて行われるものとする。
11. 制限を適用する場合、国は、制限の目的を達成するために必要とされる以上の制限手段を使用しない。
  12. 規約のもとで保証された権利の制限を正当化する責任は、国にある。
  13. 規約第 12 条に表明されている、いかなる制限も規約で認められている他の権利と一貫

性を維持すべきという要件は、規約で認められている他の権利の制限に暗黙のうちに含まれている。

14. 規約の制限条項は、国家を拘束する他の国際的義務によってより広範囲に保護された人権の行使の制限としては解釈されないものとする。

## **B. 特定の制限条項に関する解釈の原則**

### **i. 「法律で定められた」**

15. 規約と一致し、制限が適用された時点で施行されている一般適用の国内法によって規定されていない限り、人権の行使に係る制限は適用されないものとする。

16. 人権の行使を制限する法律は、恣意的または不合理でないこととする。

17. 人権の行使を制限する法的規則は誰にとっても明確であり、誰もがアクセスできるものとする。

18. 人権に対する制限を不法または悪質に強制あるいは適用することに対して、十分なセーフガードと効果的な救済策が法によって提供されるものとする。

### **ii. 「民主的社会において」**

19. 「民主的社会において」という表現は、該当する制限条項にさらなる制限を課すものとして解釈されるものとする。

20. 制限が社会の民主的機能を損なわないということを実証するという責任は、そのように資格が与えられた制限を課す国家にある。

21. 民主的社会の単一のモデルは存在しないが、国連憲章と世界人権宣言に定められた人権を承認し尊重し、保護する社会は、この（民主的社会の \* 監訳者付記）定義を満たしていると思ふことができる。

### **iii. 「公の秩序」**

22. 規約で使用されている「公の秩序」という表現は、社会の機能を保証する規則の総体、または社会が立脚する一連の基本原則として定義することができる。人権の尊重は公の秩序の一部である。

23. 公の秩序は、当該理由で制限されている特定の人権が目的とするものの文脈において解釈されるものとする。

24. 公の秩序の維持に責任を負う国の機構や機関は、議会、裁判所、またはその他の管轄の独立機関を通じた権力行使に関する統制に服するものとする。

### **iv. 「公衆衛生（公衆の健康）」**

25. 公衆衛生は、国が人口またはその個々の健康に対する深刻な脅威に対処する措置を講

じることができるようにするために、特定の権利を制限する根拠として発動される場合がある。これらの対策は、病気やけがを防ぐこと、または病気やけがを負う人にケアを提供することを明確に目的として実施されなければならない。

26. 世界保健機関の国際保健規則への正当な配慮が必要である。

#### v. 「公衆の道徳」

27. 公衆の道徳は時代や文化ごとに異なっているため、人権を制限する根拠として公衆の道徳を発動する国家は、ある程度の裁量を受しながらも、該当の制限がコミュニティの基本的な価値観の尊重を維持するために不可欠であるということを実証するものとする。

28. 国家に残された裁量の余地は、規約で定義されている非差別の規則には適用されない。

#### vi. 「国家安全保障（国の安全）」

29. 国家安全保障は、国の存在またはその領土保全、あるいは力もしくは力の脅威に対する政治的独立を保護するために講じられた場合にのみ、特定の権利を制限する措置を正当化するために発動されることがある。

30. 国家安全保障は、法と秩序に対する単に局所的または比較的孤立した脅威を防ぐために制限を課す理由として発動されることはできない。

31. 国家安全保障は、曖昧または恣意的な制限を課すための口実として使用することはできず、悪用に対する適切なセーフガードと効果的な救済策が存在する場合にのみ発動することができる。

32. 組織的な人権侵害は、真の国家安全保障を損ない、国際の平和と安全を脅かすおそれがある。そのような侵害に責任を負う国は、係る侵害への反対意見を抑圧すること、またはその人口に対する抑圧的な実践を目的とした措置の正当化として国家安全保障を発動しないこととする。

#### vii. 「公共の安全」

33. 公共の安全とは、人の安全、生命または身体的インテグリティ（完全性）への危険、あるいは財産への重大な損害に対する保護を意味する。

34. 公共の安全を保護する必要性によって、法律に基づいて実施される制限を正当化することができる。公共の安全は、曖昧あるいは恣意的な制限を課すために使用することはできず、悪用に対する適切なセーフガードと効果的な救済策が存在する場合にのみ発動することができる。

#### viii. 「他の者の権利及び自由」または「他の者の権利及び評価（信用）」

35. 規約の権利に対する制限として機能する場合がある他者の権利と自由の範囲は、規約で認められている権利と自由を超えた広がりをもつ。

36. 規約で保護されている権利とそうでない権利の間に対立が存在する場合、規約が最も基本的な権利と自由を保護しようとしているという事実への認識と考慮がなされるべきである。この文脈においては、規約第4条のもとで一切の逸脱が許容されていない権利に特段の重要性が与えられるべきである。

37. 他者の評価（信用）に基づく人権の制限は、国家およびその役人を世論または批判から保護するために発動されないこととする。

#### ix. 「公判の制限」

38. 裁判所が法律に従って次のように決定しない限り、すべての裁判は公開されるものとする：

(a) 当事者またはその家族あるいは青少年の私生活上の利害関心によりそのように要求することを示す、公開裁判所で発表された特定の認定に基づいて、マスコミまたは一般市民は裁判の全部または一部から除外されるべきであること。

あるいは

(b) 裁判の公正性を損なう宣伝、または民主的社会における公衆の道徳、公の秩序、あるいは国家安全保障を危険にさらすような宣伝を避けるために、除外が厳密に必要であること。

## II. 公的な緊急事態における逸脱（違反）

### A. 「国民の生命（生存）を脅かす公の緊急事態」

39. 締結国は、市民的および政治的権利に関する国際規約（自由権規約）の第4条に基づく義務を逸脱する措置（以下「逸脱措置」）を、国民の生命を脅かす例外的かつ現実的、あるいは差し迫った危機に直面した場合に限って講じることができる。国民の生命に対する脅威とは、次のようなものである：

(a) 人口全体、および州の領土全体または一部に影響を及ぼすもの。

(b) 人口の物的完全性、国家の政治的独立や領域保全、あるいは規約で認められた権利を確保および保護するために不可欠な制度およびその基本的機能を脅かすもの。

40. 国民の生命に対する重大かつ差し迫った脅威をもたらさない内部紛争および不安は、第4条に基づく逸脱を正当化することはできない。

41. 経済的困難そのものは、逸脱措置を正当化することはできない。

### B. 公の緊急事態の宣言、通知、および終了

42. 規約に基づく義務を逸脱する締約国は、国民の生命を脅かす公的な緊急事態の存在を公式に宣言することとする。

43. 非常事態宣言に関する国内法に基づく手続きは、非常事態に先立って規定されるものとする。

44. 規約に基づく義務を逸脱した締約国は、国連事務総長の仲介を通じて、規約に基づく他の締約国に対し、それが逸脱した規定および発動の理由を直ちに通知するものとする。

45. 通知には、締約国が規約に基づく権利を行使し、義務を履行することを許可するのに十分な情報が含まれているものとする。特に、以下が含まれることとする：

(a) 逸脱した規約の規定

(b) 締約国が逸脱の範囲を理解するのに補助するような非常事態宣言のコピー、および緊急事態を統治する憲法の規定、法律、または法令

(c) 非常事態宣言の発効日およびそれが宣言された期間

(d) 非常事態宣言に至るまでの事実状況の簡単な説明を含む、政府の逸脱決定の発動の理由の説明

(e) 通知の前に発行された、これらの権利を侵害する法令の範囲を含む、規約によって認められた権利に対する逸脱措置に伴う予想される影響についての簡単な説明

46. 締約国は、規約に基づく役割を遂行するために必要なさらなる情報の提供を事務総長の仲介を通じて要求する場合がある。

47. 当該逸脱について正当な形式で即時の通知を行わない締約国は、他の締約国に対する義務に違反しており、規約に基づく手続きにおいて利用できる保護を剥奪される場合がある。

48. 第 4 条に基づく逸脱の権利を利用する締約国は、国民の生命を脅かす緊急事態を終結するために必要な最短时间内で係る逸脱を終結させるものとする。

49. 締約国は、そのような逸脱を終了する日に国連事務総長の仲介を通じて、他の締約国に対して終結の事実を通知するものとする。

50. 第 4 条に基づく逸脱の終了時に、規約によって保護されているすべての権利と自由は完全に回復される。逸脱措置の継続的な結果は、可能な限り早く精査されるものとする。不正を正し、逸脱措置の期間中またはその結果として不正に苦しんだ人々を補償するための措置が講じられるものとする。

### C. 「事態の緊急性が厳密に（真に）必要とする」

51. あらゆる逸脱措置の程度、期間、および地理的範囲は、国民の生命への脅威に対処するために厳密に必要であり、その性質と程度に相応するものでなければならない。

52. 国内の管轄当局は、緊急事態によってもたらされる特定の危険に対処するために講じられた、または提案されたあらゆる逸脱措置の必要性を個別に評価する義務を負うものと

する。

53. 規約の特定の制限条項の下で許可される通常の措置が、国民の生命への脅威に対処するのに十分であるという状況の緊急事態においては、措置は厳密には要求されない（真に必要とされるとは言えない \* 監訳者付記）。

54. 厳格な必要性の原則は、客観的なし方で適用される。各措置は、実際の、明確な、現在進行形の、あるいは差し迫った危険に向けられるものとし、単に潜在的な危険への懸念のために課されることはない。

55. 非常事態を統治する国内憲法および法律は、逸脱措置の必要性についての立法府による迅速かつ定期的な独立した精査を規定するものとする。

56. 逸脱措置が状況の緊急性によって厳密に必要とされるものではないと、当該措置に影響を受ける人たちで、かつそのように主張する人たちに、効果的な救済策が利用可能なものとする。

57. 状況の緊急事態によって逸脱措置が厳密に必要とされるかどうかを決定する際に、国家当局の判断を決定的なものとして受け入れることはできない。

#### **D. 逸脱してはならない権利**

58. 締約国は、国家の生命を脅かす緊急事態の場合でさえ、拷問や残酷で非人道的な、あるいは品位を傷つける扱い・刑罰罰からの自由、および自主的な同意なしの医学的または科学的実験からの自由、奴隷制または意思に反する束縛からの自由、契約上の債務によって投獄されない権利、遡及刑法により有罪判決を受けたり、より重い刑を宣告されたりしない権利、法の前に人として認められる権利、そして思想・良心・信教の自由という生存権の規約の保証から逸脱しないものとする。これらの権利は、国民の生命を守るというように主張された目的であっても、いかなる条件下においても逸脱することはできない。

59. 規約の締約国は、管轄内のすべての人に対し、これらの権利を享受することを保証し（第3条(1)）、違反に対する効果的な救済を確保するための措置を採用する（第2条(3)）義務の一部として、公的または準公的な組織が恣意的で超法規的な殺人、あるいは非自発的な失踪といった行為に関与しないために、また拘禁中の人が、拷問およびその他の形態の残酷で非人道的または品位を傷つける扱い、または刑罰から保護されるように、そして遡及的效果を伴う法律または法令に基づいて有罪判決を受け罰せられる人がいないように、公的な緊急事態において特別な予防措置を講じるものとする。

60. 通常の裁判所は、公的な緊急事態にあっても、その管轄権を維持し、逸脱してはならない権利が侵害されたといういかなる訴えも裁定するべきである。

#### **E. 公の緊急事態およびその結果としての逸脱措置の導入と適用に関するいくつかの一般原則**

61. 国民の生命への脅威に対応する目的での国際法の下で認められた権利の逸脱は、法的な空白においては行使されない。それは法律によって認可されており、そのため、一般的な適用のいくつかの法的原則の対象となる。

62. 公の緊急事態の宣言は、それが国民の生命にどの程度の脅威をもたらすかを決定するために、状況の客観的評価に基づいて誠実に行われるものとする。誠意を持って行われたい公的緊急事態の宣言、およびその結果としての規約義務からの逸脱は、国際法に違反する。

63. 公的な緊急事態における特定の逸脱を認める規約の規定は、限定的に解釈されるべきである。

64. 公的な緊急事態においても、法の支配が優先するものとする。逸脱は、国民の生命への脅威に適切に対応するために許可された限定的な特権である。逸脱を行う国は、法の下での行動を正当化する責任を負うものとする。

65. 規約は、すべての手続きを人権の基本的な目的に従属させる。規約の第 5 条 (1) は、規約に基づいて取られる行動に明確な制限を定めている。

「この規約のいかなる規定も、国、集団又は個人が、この規約において認められる権利及び自由を破壊し若しくはこの規約に定める制限の範囲を超えて制限することを目的とする活動に従事し又はそのようなことを目的とする行為を行う権利を有することを意味するものと解することはできない。」(日本弁護士連合会による自由権規約訳文より引用)

世界人権宣言の第 29 条 (2) は、法律の究極的な目的を定めている。

「すべて人は、自己の権利及び自由を行使するに当っては、他人の権利及び自由の正当な承認及び尊重を保障すること並びに民主的社会における道徳、公の秩序及び一般の福祉の正当な要求を満たすことをもっぱら目的として法律によって定められた制限にのみ服する。」(外務省による世界人権宣言の仮訳より引用)

[https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/udhr/1b\\_001.html](https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/udhr/1b_001.html))

これらの規定は、状況が国民の生命に対する脅威を構成し、よって当局が逸脱することを許されるという請求に最大限に適用される。

66. 公的な緊急事態の誠意ある宣言は、規約の特定の義務からの逸脱を許可するが、国際的な義務からの逸脱全般は許可しない。自由権規約第 4 条 (1) および第 5 条 (2) は、国際法に基づく他の義務と矛盾する逸脱を明示的に禁止している。この点で、ジュネーブ諸条約と ILO (国際労働機関) 条約の下で公共の緊急事態に適用される国際的な義務を引き受けることには特段の注意が必要とされるべきである。

67. 非国際的な武力紛争の状況では、戦争犠牲者の保護に関する 1949 年ジュネーブ諸条約

の締約国は、いかなる状況においても、独立と公平性の本質的な保証を提供する裁判所による裁判を受ける権利を停止することはできない（1949年の諸条約に共通する第3条）。1977年の追加議定書 ii の下では、刑事訴追に関する以下の権利が、議定書の締約国によってあらゆる状況下で尊重されるものとする：

- (a) 遅滞なく告訴を通知し、必要な権利および防御手段を付与する義務。
- (b) 個人の刑事責任のみに基づく判決。
- (c) 遡及刑法により、有罪判決を受けない、またはより重い刑を宣告されない権利。
- (d) 無罪の推定。
- (e) 被告人の面前での裁判。
- (f) 被告人に対して、自分自身に反した証言をしたり、罪を告白したりする義務はないこと。
- (g) 有罪判決を受けた人に司法およびその他の救済について助言する義務。

68. ILO の基本的な人権の諸条約には、強制労働、結社の自由、雇用と労働組合の平等、自由権規約の諸権利に追加される労働者の諸権利などの問題を扱う多くの権利が含まれている。これらの中には緊急事態であっても逸脱が許容されないものもあるが、その他に逸脱が許される諸権利もある。しかし、それは状況の緊急事態に対応するために厳密に必要な範囲に限られる。

69. 規約の締約国ではない国を含め、いかなる国も、公共の緊急事態の場合でさえ、以下の権利を停止または違反することはできない：

- (a) 生存権。
- (b) 拷問や残酷な、非人道的または品位を傷つける扱い、あるいは刑罰からの自由、および医学的または科学的実験からの自由。
- (c) 奴隷制または意思に反する束縛に拘束されない権利。
- (d) 規約に定義されている遡及的刑罰の対象とならない権利。

慣習国際法は、あらゆる状況において、そのような基本的権利の否定を禁じている。

70. 恣意的逮捕および拘禁に対する保護（第9条）および刑事告発の決定における公正な公聴会の権利（第14条）は、緊急事態の緊急性によって厳密に要求された場合、正当な制限の対象となる場合があるが、人間の尊厳の基本となる特定の権利の否定は、考えうる緊急事態において厳密に必要なことは決してない。これらの基本的権利の尊重は、逸脱してはならない権利を確実に享受し、それらの違反に対する効果的な救済策を提供するために不可欠である。とりわけ：

- (a) 逮捕と拘禁および拘禁の場所はすべて、可能な限り中央で記録され、遅滞なく一般に公開されるものとする。
- (b) いかなる人も、司法調査または裁判によって拘留されているにせよ起訴なしに拘留されているにせよ、無期限に拘留されないものとする。
- (c) 家族、友人、または弁護士との連絡なしに、数日を超えて、たとえば3～7日間、孤立

した状態に置かれないものとする。

(d) 人が罪状なしに拘留されている場合、継続的な拘禁の必要性は、独立した審判によって定期的に検証されるものとする。

(e) 犯罪で起訴された者は、法律によって設立された適格で独立した公平な裁判所による公正な裁判を受ける権利を有するものとする。

(f) 民間人は通常、通常の裁判所によって裁判にかけられるものとする。文民を裁判にかけるために軍事法廷または特別裁判所を設立することが厳密に必要であると認められる場合、その能力、独立性および公平性が確保され、それらの必要性が所管官庁によって定期的に見直されるべきである。

(g) 刑事犯罪で起訴された者は、無罪の推定と、公正な裁判を確保するために少なくとも以下の権利を有するものとする：

- ・告訴について、自らが理解できる言語で、詳細に、迅速に通知を受ける権利
- ・弁護人と秘密厳守で連絡する権利を含む、弁護を準備するための十分な時間と設備が与えられる権利
- ・選択した弁護士に対する権利。自身が支払う手段を持っていない場合は無料の法的支援を受けることができ、そのような権利を通知される権利
- ・裁判に出席する権利
- ・自分自身に反した証言をしたり、自白したりすることを強制されない権利
- ・弁護側の証人の出席と審査を受ける権利
- ・虐待を防ぐための適切な保護手段を備えつつ安全上の理由で裁判所が命令した場合を除いて、公の場で裁判を受ける権利
- ・高等裁判所に上訴する権利

(h) すべての場合において、手続の適切な記録は保持されるものとする。

(i) すでに有罪判決を受けた、または無罪となった犯罪について、再審理または処罰されないものとする。

## F. 自由権規約委員会と国連機関の機能と義務に関する推奨事項

71. 規約第 40 条に基づく締約国の報告について調査、報告および一般的なコメントを行う権限の行使において、自由権規約委員会は、締約国の第 4 条の規定への準拠を調査することができ、調査すべきである。同様に、それぞれ国家間および個別の通信に関する第 41 条および選択議定書に基づいて関連する場合においてその権限を行使する際にそうすることができ、そうすべきである。

72. 第 4 条 (1) および (2) の要件が満たされているかどうかを判断するため、および締約国の報告書の情報を補足する目的で、自由権規約委員会のメンバーは、人権の分野で認められた能力のある人物として、他の政府間組織、非政府組織、および個々のコミュニケーション

ョンによって提供された、信頼できると見なされる情報を考慮することができ、また考慮すべきとする。

73. 自由権規約委員会は、第4条(3)に基づく逸脱の通知を行った、または第4条の制約に準じた緊急措置を課したと委員会によって合理的にみなされうる締約国に対し、第40条(1)(b)に基づく追加の報告を要求するための手続きを策定すべきである。そのような追加の報告は、それが規約の実施に影響を及ぼす限り、緊急事態についての質問に関連し、可能な限り早急に委員会によって対処されるべきである。

74. 自由権規約委員会は、その事実調査機能をより効果的に実行できるようにするために、口頭での提出および証拠の聴取、ならびに規約への違反を申し立てられた締約国への訪問を許可する目的の選択議定書に基づくコミュニケーションの検討のための手順を開発すべきである。必要に応じて、選択議定書の締約国は、この趣旨でそれを修正することを検討すべきである。

75. 国連人権委員会 (UN Commission on Human Rights) は、差別の防止とマイノリティの保護に関する小委員会に対し、規約の締約国であるかどうかにかかわらず、以下の手続きとともに公的緊急事態を宣言、維持、または終了する国の年次リストの作成を要求すべきである：

(a) 締約国の場合、布告および通知

(b) それ以外の国の場合、布告、国民の生命への脅威、逸脱措置とその比例性、非差別、および逸脱してはならない権利の尊重に関する、入手可能で明らかに信頼できる情報。

76. 国連人権委員会とその小委員会は、長期にわたる緊急事態に関連して、特別報告者と調査および事実調査機関の任命の手法を引き続き利用すべきである。